

●生まれてからご利用いただける経済的な支援

特別児童扶養手当の給付

精神又は身体に障がいをもつ児童を養育している方に対し、手当を支給します。

対象となる市民

- 20歳未満で、身体または精神に重度または中度以上の障がいをお持ちのお子さんを監護している父もしくは母(所得が多い方)、または父母にかわってその児童を養育している方(養育者)が手当を受けることができます。

特別児童扶養手当の額

※平成27年4月分から平成28年3月までの手当額です。

区分	平成27年4月～
1級(重度障害児)	月額51,100円(児童1人当たり)
2級(中度障害児)	月額34,030円(児童1人当たり)

ただし、前年の所得が次表の額以上の人は、その年度(8月から翌年の7月まで)の手当の支給が停止されます。

- 対象児童の数と等級に応じて支給されます。

所得の制限

●所得制限限度額表

扶養親族等の数	請求者(本人)	配偶者扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算

●限度額に加算されるもの

請求者本人

- 老人控除対象配偶者・老人扶養親族がある場合…10万円/人
- 特定扶養親族がある場合…25万円/人

扶養義務者等

- 老人扶養親族がある場合は6万円/人(ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は、1人を除く)

●所得額の計算方法

所得額＝年間収入金額－必要経費(給与所得控除額)－80,000円－下記の諸控除

寡婦控除(一般)	270,000円
寡婦控除(特別)	350,000円
障害者控除・勤労学生控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
配偶者特別控除・医療費控除等	住民税で控除された額

特別児童扶養手当を受ける手続き

本庁障害者支援課及び各総合支所市民生活課で手続きをしてください。

必要書類

- 1.請求者と対象児童の戸籍謄(抄)本
- 2.世帯全員の住民票
- 3.診断書
- 4.その他必要な書類
- 5.印鑑

特別児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回受給者本人の金融機関口座へ振り込まれます。※支払日が、土・日曜日または休日のときは、繰り上げて支給されます。

支払日(支給対象月) 4月11日(12~3月分)・8月11日(4~7月分)・11月11日(8~11月分)

特別児童扶養手当を受けている方の届け出

手当の受給中は次のような届け出等が必要です。

所得状況届…受給者全員が毎年8月11日から9月10日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなることがあります。

額改定届・請求書…障害の程度が変わったとき。対象児童に増減があったとき。

資格喪失届…受給資格がなくなったとき。

証書亡失届…手当証書をなくしたとき。

対象児童にかかる有期再認定請求書…原則として、内部障害・精神障害の方は2年に1回など、3月・7月・11月のうち定められた時期に、診断書を提出していただき、引続き手当が受けられるかどうか、再認定を受けなければなりません。(支給停止中の方も必要ですので、ご注意ください！)

その他の届…氏名・住所・ゆうちょう銀行口座または金融機関口座の変更、受給者が死亡したとき、所得の高い扶養義務者と同居または別居したときなど

※届け出が遅れたり、しなかったりすると、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返還していただくことになってしまいますので、忘れずに提出してください。手当証書を他人に譲り渡したり、質に入れたりすることはできません。

お問い合わせ先



福祉部 障害者支援課 給付係
菊川総合支所 1階 市民生活課福祉係
豊田総合支所 1階 市民生活課福祉係
豊浦総合支所 1階 市民生活課福祉係
豊北総合支所 1階 市民生活課福祉係

TEL 083-231-1917
TEL 083-287-4006
TEL 083-766-2947
TEL 083-772-4020
TEL 083-782-1923

ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭及び父母のいない児童に要した医療費の自己負担分を助成します。(所得制限あり、ただし未就学児については所得制限なし)

対象となる市民

- 父母または養育者と18歳に到達後最初の3月31日までにある児童
- 父母のいない18歳に到達後最初の3月31日までにある児童

申請に必要なもの

1. 印鑑
2. 健康保険証(世帯全員分)
3. ひとり親家庭を証明するもの
4. 転入された場合は、所得課税証明書(転入家族全員分)

お問い合わせ先 こども未来部こども家庭課こども給付係 TEL 083-231-1928



1 赤ちゃん誕生!

2 楽しく子育て

3 小学生からの健全育成

4 相談機関 地区の支援者と